令和５年度ヘルスアップ助成金事業　実施要領

（目的）

第１条　この要領は、秋田県教育関係職員互助会（以下「互助会」という。）が実施するヘルスアップ助成金事業について、必要な事項を定めるものとする。

（助成）

第２条　互助会は、会員が令和5年4月1日以降に、各種スポーツクラブ(教室)での活動や針灸マッサージ施術等を利用して、自己負担額が発生したときに、費用の半額を助成する。

２　会員についての助成額は、3,000 円を限度とし、助成は助成対象期間につき一回に限る。

（助成対象期間）

第３条　助成対象期間は、令和５年４月１日から令和６年３月 31 日までに利用したものとする。

（申請方法）

第４条　助成を受けようとする会員は、様式に利用した事実を証する領収書等を添付し申請するものとする。

（申請期間）

第５条　申請の期間は、令和６年４月 10 日までとする。

（助成金の交付）

第６条　互助会は、申請が正当であると認めるときは、申請者が登録している口座に助成金を払い込むものとする。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。